

2026年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

Aは、個人で輸入食料品の販売等の事業を行っていたが、売上げも堅調であることから、事業の拡大を狙って個人営業を法人化することとした。Aは、友人BおよびCと株式会社（以下、この会社の成立の前後を問わず「甲社」という。）を設立するための手続に入り、資本金900万円、Aら3名の発起人は各300万円出資すること、設立時発行株式の1株あたりの金額は1万円とし、設立する株式会社は非公開会社で、取締役会を設置する会社とすること等が決定された。

Aら発起人は、食料品の貯蔵倉庫を設置するための土地を探していたところ、Aは、数ヶ月前にAの父親の死亡により相続した財産の中に倉庫建設に適した土地（以下「本件土地」という。）があることを思い出し、これを甲社に提供することとした。もっとも、出資に関してはAら発起人の間ですでに合意が成立していたため、Aは甲社の成立を条件に本件土地を甲社に売却することとし、BとCの了解を得て、これを甲社の原始定款に記載することとした。本件土地の価額として定款に記載された金額は3000万円であったが、これはAが将来の値上がりを期待して決めた金額であり、甲社成立時における本件土地の実際の価額は、その3分の2の2000万円にすぎなかった。Aは、本件土地の価額が相当であることにつき、弁護士であり、不動産鑑定士でもある友人Pに懇願して証明書と鑑定書を作成してもらい、これをBおよびCに提出した。その後、設立時取締役を選任されたA、BおよびCにより、設立過程の調査が行われた。

2025年6月10日、甲社は設立登記を了して成立した。

〔設問１〕

Aによる本件土地の甲社との売買契約は、一般に、会社法上財産引受けと呼ばれているが、①財産引受けに関する会社法の規律、および②当該規律の趣旨、について、説明しなさい。

〔設問２〕

本件土地の売買に関するAとPの甲社に対する責任について、論じなさい。ただし、Aの設立時取締役としての責任については、検討しなくてもよい。

2026 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：商法】

《出題趣旨》-----

- ・ 本問は、いわゆる財産引受け（会社 28 条 2 号）に関する問題である。
- ・ 「設問 1」は、財産引受けにつき会社法がどのような趣旨のもとにどのような規律を設けているかを問うものであり、「設問 2」は、財産引受けにつき、原始定款に記載された当該財産の価額と実際の譲渡価格とに著しい差がある場合の関係者の民事責任を問うものである。
- ・ いずれの設問も、会社法の基本的な知識と条文操作に関するものであり、既修者であればロースクール入学前に当然学修しておくべき内容に属する。

《解説・講評》-----

【解説】

1 「設問 1」について

(1)①について

- ・ 財産引受けとは、発起人が、会社の成立を停止条件として、財産抛出者との間で特定の財産を譲り受けることを約する合意をいう（会社 28 条 2 号）。
- ・ 会社法は、財産引受けにつき、次のような規律を設けている。すなわち、原始定款への記載と（原則としての）検査役の調査である。
 - 会社法はその 28 条柱書きにおいて、原始定款に記載しなければその効力を生じないと定め、原始定款への記載を要求している。また、財産引受けが行われる場合には、原則として、裁判所が選任する検査役の調査を受ける必要がある（会社 33 条 1 項）。ただし、例外的に、会社法 33 条 10 項に規定する場合、すなわち、対象財産の価額が 500 万円以下の場合（いわゆる少額免除）、対象財産が取引所の相場のある有価証券である場合（いわゆる有価証券免除）、そして弁護士等の専門家による証明がある場合（いわゆる専門家の鑑定免除。対象財産が不動産である場合には、不動産鑑定士による鑑定も含まれる。）には、検査役による調査は不要とされている（会社 33 条 10 項）。

(2)②について

- ・ 伝統的には、財産引受けについての規律は、現物出資（会社 28 条 1 号）のそれと同様、財産の過大計上のおそれがあり、そのような行為から会社債権者を保護する必要があるために設けられたものであると説明されてきた。
 - 近時は、出資者間の公平を図ることも、規律の目的であると説く見解も有力に主張されている。
- ・ 現物出資や財産引受の規律を上記の規律のどちらを目的としたものであると理解するかにかかわらず、財産引受けは、現物出資の脱法行為として利用される弊害があることから、現物出資と同一

の規律（原始定款への記載と検査役の調査）に服することとされている。

→ 発起人が、最初に金銭出資しておいて、その後に出資した金銭を対価として発起人所有の土地を売却した場合、結果として、現物出資と同一の状況が生じる。そして、土地の対価が不相当に高額であれば、現物出資も財産引受けも、同様に、会社の財産的基盤を害することになる点では同じである。

例）発起人が、500万円の財産を1000万円と偽って出資する（現物出資）のと、最初に1000万円を金銭出資して、その後に500万円の財産を1000万円と偽って会社に売却する（財産引受け）のとは、結果において違いはない（500万円の財産を対価に1000万円の価値のある設立時発行株式を手に入れたことになる）。

2 「設問2」について

(1) Aの甲社に対する責任

- ・ 会社成立時における現物出資財産等の価額が当該財産の定款記載額に著しく不足するときは、発起人は、当該不足額を連帯して会社に支払う義務を負う（会社52条1項）。
→ 一般に、財産価格填補責任と呼ばれる。
- ・ 本件においては、本件土地の定款記載額は3000万円とされているのに対して、会社成立時における本件土地の実価は2000万円にすぎないのであるから、定款記載額に著しく不足していると言える。
- ・ Aは、本件の財産引受けにおける財産の譲渡人であるから、無過失免責を主張することはできず（会社52条2項柱書かつこ書）、したがって甲社に対して不足額である1000万円を支払う義務を負う。
- ・ なお、本問では検討対象とされていないが、Aは、設立時取締役として、設立過程の調査を行い、不当な事実があると認めれば、これを発起人に通知する義務を負うところ（会社46条1項・2項）、Aは、自ら不当な対価で財産引受けを行っているのであるから、この点において、甲社に対して任務懈怠責任（会社53条1項）を負う。

(2) Pの甲社に対する責任

- ・ 弁護士でありかつ不動産鑑定士でもあるPは、会社法52条3項に基づいて、甲社に対して不足額を支払う義務を負うか。
- ・ 甲社成立時における本件土地の価額が甲社定款記載額に著しく不足している点は、上記(1)で確認した通りであり、Pは、会社法33条10項3号の証明または鑑定を行うにつき、注意を怠らなかったことを証明すれば、責任を免れることができる（会社52条3項但書）。
- ・ 本件において、Pは、Aの友人であり、Aから懇願されて本件土地の定款記載額が相当であることについて、不動産鑑定士として鑑定書を作成し、弁護士としてこれを証明している。およそ不動産鑑定士であれば、本件土地の定款記載額が少なくとも3000万円の価値を有していないことは、通常の鑑定の過程で認識できたはずである。それにもかかわらず、本件定款記載額は相当である旨の鑑定及び証明を行っているのであるから、注意を怠らなかったことを証明できるとは考えにくい。

→ 金額の差がわずかであれば、誤った鑑定評価が誤差の範囲内であるとして、無過失免責が認められる可能性もあると思われるが、本件では1000万円の開きがあることを考えると、Pは意図的に3000万円という定款記載額が相当であるという鑑定をした（または、客観的に明らかに誤った評価方法を用いて鑑定をした）と評価できる。

- ・ 以上から、Pは、Aと連帯して、当該不足額を甲社に対して支払う義務を負う。

【講評】

- ・ 全体的に見ると、評価はかなり低いと言わざるを得ない。その原因が、そもそも株式会社の設立の箇所まで学習が及んでいないからなのか、それとも設立に関してこれまで出題されることが少なかった点を捉えて、この分野からの出題はないと判断したかはわからない。しかし、出題趣旨にも記述したように、この試験で問われていることは、株式会社の設立の中でも、極めて基本的な者であり、かつ条文操作ができれば、一定の評価を得るできるという点では、難易度はかなり低い。
- ・ そのような中でも、出題者の意図に沿った記述ができている答案もいくつか散見され、そのような答案には高い評価を与えた。
- ・ 設問1については、そもそも会社法28条2号・柱書が指摘できていない答案や、財産引受けに関する会社法の規律については書かれている者の、制度趣旨がまったく書かれていない答案が一定数見受けられた。また、原始定款への記載と表現しつつ、引用する条文の表記が誤っている答案も、いくつか存在した（たとえば、28条2項と表記された答案）。条文表記のミスはやはり原点の対象となるべきケアレスミスと考える。
- ・ さらに、財産引受けと現物出資を完全に混同している答案も散見された（したがって、原始定款への記載につき、28条1号を引用している）。確かに、現物出資と財産引受けは、確かに、その規制の趣旨が類似する側面もあるが、必ずしも同一の規制趣旨であるというわけではない（たとえば、現物出資の場合には、出資者間の公平という趣旨が指摘されることがあるが、財産引受けの場合にはそれがないなど）。
- ・ また、設問1②の財産引受けに関する会社法の規律の箇所で、会社法52条の説明をする答案も一定数存在した。財産引受けに関する会社法の規律として、確かに、広い意味では52条も含まれると言えなくはないが、52条はあくまで財産引受けが違法に行われた場合の関係者の民事責任に関する規定であって、財産引受けそのものに関する会社法の規律ではないため、そのような答案については低く評価した。
- ・ 設問2では、会社法52条の規定に従って記述することが求められているにもかかわらず、会社法53条の規定や423条1項の規定を根拠にAやPの責任を論じるものが比較的多く存在した。そのような答案の中には、Pの責任につき、Pは会社の役員ではないが、それに近い存在であるとして、上記条文の類推適用により会社に対して責任を負うなどとする答案や民法709条に基づいて責任を負うとする答案も見受けられた。これらの答案については、低く評価した。
- ・ さらに、会社法52条に基づく責任として検討する答案の中でも、Aの責任につき、過失責任であることを前提に、52条2項各号を検討するものも一定数存在した。既述のように、Aは本件財産引受けの財産抛出者であるから、無過失責任を負うことになるため、52条2項各号の検討は不要であるはずから、そのような検討をした答案については、低く評価した。

- ・はじめにも述べたことではあるが、この試験において問われている内容は、株式会社の設立に関する極めて基本的な内容であり、条文が発見でき、かつ適切に条文操作できれば、一定の評価を得ることができるという点では、比較的難易度の低い問題であると言える。それにもかかわらず、上記のような誤った理解をする答案が多かったことは、非常に残念であり、今後の学修においては、株式会社の設立に関してもしっかりと正確に理解するように努めてもらいたいと考える。

以 上